

## 第24回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和5年5月16日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1110会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について
- ② 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について
- ③ 4月の許認可実績について
- ④ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年5月9日

### 3. 出席者

出席委員（10名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 勝木 省司

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 橋本 勝寿

委員 稲村 幸雄

〃 坂下 優

〃 中村 浩二

〃 中 浩二

欠席委員（5名） 小川英樹、杉野哲也、木戸信裕、川島和彦、笹波守勝  
水産課 藤原水産課長、沢田課参事、坂本主任技師、川田技師  
事務局 木本局長、山岸主任技師

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について (資料1参照)

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

(2) 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について

(資料2参照)

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の制定について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。

(3) 4月の許認可実績について  
水産課より報告を受けた。

(資料3参照)

(7) その他

新谷会長から5月5日に発生した地震の被害状況について、石川県沖のいか釣り漁業の漁獲状況について質問があった。

6. 委員会終了時間 午後2時00分

第24回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 | 定刻となりましたので、第24回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
| なお、本日は、小川委員、川島委員、笹波委員、杉野委員、木戸委員から欠席の連絡を受けております。  
| それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 | 皆様、ご苦労様です。5月に入り、石川県沖のいか釣り漁も解禁となり、漁模様も心配していた矢先、5月5日、珠洲市を震源とする大地震が発生しました。すぐ支所管内におきましても被害が甚大であり、被害状況につきましては、テレビや新聞の報道等で概要は周知のとおりです。復旧の見通しが立たない中、県をはじめ各自治体の被害状況調査、11日からはボランティアの方々の応援を頂き、多くの方々の支援のおかげもありまして、被災された方々は日常を取り戻すべく努力をすることができております。この場をお借りして、珠洲市の関係者として感謝申し上げます。  
| いか釣り漁業の状況につきましては、個人的にかなざわ総合市場の集荷状況を確認しているのですが、詳細につきましては、その他で水産課より報告いただきたいと思います。  
| 本日はよろしくをお願いします。

木 本 局 長 | ありがとうございました。  
| 議事に入る前に、本日の議題について変更がありますのでお知らせいたします。事前に送付しておりました次第及び資料では、議題3「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」の報告を予定しておりましたが、国からの追加配分の数量に見直しが入ることとなりましたので、今回の議題からは外させていただきます。見直し後の数量につきましては、5月下旬頃に国から通知が来る予定ですので、その詳細につきましては、6月の委員会でご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。  
| では、資料の確認をしたいと思います。  
| 最初に次第、資料-1「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について」こちらも、諮問文が先にあるもの、資料-3「4月の許認可実績について」、参考資料として「5月5日に発生した地震の被害状況」、最後に4月分の漁海況情報をおつけしています。  
| 以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 | 本日の議事録署名人を稲村委員と中委員にお願いします。

[ 両委員 了承 ]

新 谷 会 長 | では、議題1の「小型いか釣り漁業（あかいか）の更新等について」、  
①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、  
②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 | 資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[ 諮問文朗読 ]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師 | 水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容について  
ご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるもので、ページ番号は  
1ページから3ページです。

まず2ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業  
許可は、小型いか釣り漁業（あかいか）です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太  
枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可を  
すべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ペ  
ージでご説明いたします。

こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するもので、県漁協加賀  
支所から1件、美川支所から2件の要望がありました。

各支所からの要望について、現場との調整はついており、漁業調整  
上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき  
船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正した  
いと考えます。①許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の  
114件、うち遊休許可の名簿管理の数17件であったものを、遊休  
許可の枠数管理の中から3件を新たに許可することにより、変更後の  
許可数は117件となります。遊休許可の名簿管理の数は17件と変  
わりません。これによって、②遊休許可の枠数管理の数は、変更前の  
15件から3件減って12件になります。

以上を踏まえ、2ページに記載の小型いか釣り漁業（あかいか）の  
制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を3、  
遊休許可の枠数管理の数を12とします。また、許可又は起業の認可  
を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期  
間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可  
又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年5月16日から令和5  
年5月22日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回  
資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又  
は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

新 谷 会 長 　　ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長 　　質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長 　　では、次に、議題2の「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 　　資料2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[ 諮問文朗読 ]

内容について、水産課より説明をお願いします。

坂 本 主 任 技 師 　　水産課の坂本です。事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

令和5年3月27日付で、県漁協すず支所運営委員長より固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業について要望書の提出がありました。

要望内容は、現行の固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可について、水揚げが減少する夏場に水揚げを増加させ経営の安定化を図るために、7月から8月まで禁止となっている一部区域において、2隻に限定し試験操業を実施するというものです。

水産課としては、許可隻数は2隻と限定し、網目の大きさの検討や漁獲量調整の実施など、資源保護に配慮しながら操業すること、また、関係漁業者の同意が得られており漁業調整上の問題は無いことから、別紙「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可等の取扱方針」を制定し、許可することとしたいと考えます。

許可内容案は次のとおりです。件数は2件、船舶のトン数は従来の固定式刺し網許可と同様、1トン以上10トン未満、操業期間は令和5年7月1日から8月15日です。操業区域については9ページに記載の操業区域図をご覧ください。

すず支所を対象とした固定式刺し網（雑魚類）の許可では、条件として「7月1日から同年8月15日までは、水深100メートル以深の海域で操業してはならない」と定めているところですが、今回の許可内容では禄剛崎正東の線、北緯37度27.038分以南、珠洲内浦境界線、北緯37度23.000分以北の区域のうち、水深100m以深から160m以浅の区域を試験操業の操業区域としております。

許可等の条件は先の「7月1日から同年8月15日までは、水深1

00メートル以深の海域で操業してはならない」という文言以外は従前の許可内容と同様となっています。

6ページ目から7ページ目には今ほどご説明いたしました内容を記載した試験操業許可等の取扱方針をお示ししております。

以上を踏まえ5ページの制限措置についても併せてご審議いただきたいと思っております。グレーに塗ってありますご審議いただく部分については今ほどご説明したとおりで、許可の有効期間は1年以内とします。

許可又は起業の認可を申請すべき期間については、7月1日から操業したいことから、令和5年5月16日から令和5年6月15日までとします。

以上、資料2の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

新 谷 会 長      ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長      これにつきましては、私が現役で底びき網漁をやっているとき、内浦町のにぎすの刺し網漁業者と一部揉めたこともありましたが、その事柄も踏まえて、関係者と協議した結果、試験操業をさせてもいいのではないかと話がついた次第であります。

新 谷 会 長      質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定について、案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長      次に、議題3の「4月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師                                  資料3に基づき説明

新 谷 会 長      ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長      それでは、「その他」で何かございますか。

新 谷 委 員      特にないようでしたら、5月5日に発生した地震による漁業関係の被害状況と、石川県沖でのいか釣り漁業漁模様について、わかっている範囲で説明をお願いします。

沢 田 課 参 事      水産課沢田です。5月5日に発生しました能登地方を震源とする地震に関する水産業関係の被害状況について説明します。資料は、左肩

に5月5日に発生した地震の被害状況(水産業関係)と書いてあるカラーのもの1枚です。

ご説明の前に、今回の地震につきましては、1名お亡くなりになっておりますので、ご冥福をお祈りするとともにけがや住宅被害など被災した方々にお見舞いをお申し上げたいと思います。

まずは、地震の発生状況ですが、ご承知の通り珠洲市が県内で最も大きな揺れがあり、5日午後2時半すぎに震度6強、午後10時ごろには震度5強を観測しております。また、その後も、9日朝と10日朝に震度4を観測するなど、5日以降も何度も余震が発生しています。

次に、被害状況ですが、私も先週、珠洲に行きましたが、特に正院地区では、損壊している住宅や道路などの陥没が見られ、多くの住宅には危険と判断される赤紙が貼られていました。そのなかで、水産業関係の被害状況を資料にお示ししております。ただし、被害は現在も調査中であり、資料のものがすべてということではありません。新聞にも掲載がありましたが、漁業者の操業には影響は出ていないものの県漁協支所の蛸島地区の給油施設のパイプのゆがみや漁業者宅の損壊など、他にも被害もあります。

資料につきましては、主に被害の大きかった県漁協支所管内の漁港施設などのものです。順にみていきますと、番号①の蛸島地区では、漁港の岸壁・護岸の前傾、岸壁の後背地・エプロンの沈下。番号②の狼煙地区では、漁港の岸壁の前傾、エプロンの沈下・亀裂、船揚場の斜路亀裂、資料の左下の写真にもありますとおり、荷捌き施設・漁船修理施設の屋根瓦破損。番号③の折戸地区では、物揚場の前傾、エプロンの沈下、コンクリートの境目の開き、荷さばき施設の屋根瓦の破損。番号④の高屋地区では、物揚場の沈下。番号⑤の寺家地区では、エプロンの沈下、以上のような大きな被害がありました。その中においても、漁業者は何とか操業を続けている状況です。

この被害の対応については、昨日、馳知事が岸田首相に地震による被害状況を報告し、復旧にかかる費用を国が支援する「激甚災害」に速やかに指定するよう要望などもしており、県では、早く復旧工事が行えるよう、被害調査や国に予算要求などの対応・調整を誠意、実施しているところです。

地震の被害状況についての説明は以上になります。

沢田課参事

続きまして、県外いかの現在の状況についてご説明します。

県外いかの許可の漁業時期は、5月1日から12月31日となっております。例年、漁獲量のピークは、5月末から7月上旬となっておりますので、現在はまだ操業が始まったばかりというところです。本格的な漁獲はこれからなので、現在は日々の操業隻数は10隻に満たず、水揚げも300箱も届かない状況です。ピーク時には、1日に100隻以上、水揚げは10,000箱を超えるので、本当にこれからというところですが、ちなみに昨日までの累積の水揚げ箱数は723箱で、過去5年のなかでは最も少ない状況となっております。出足は悪いです。

漁業者さんによると、まだ、西のほうで操業している船が多く、石川県で多くのいか釣り船が操業する時期は例年よりも遅くなるのではないかと聞いております。

近年は、日々の漁獲量は依然ほど多くはないものの、8月末でもそれなりに漁獲量があり、石川県沖合で長く漁場が続くようになっています。昨年も本年同様に、出足は非常に悪かったのですが、最終的には過去5年の中では3番目の漁獲量となっております。

また、今期のスルメイカの水揚量については、水産総合センターで予報を行っており、能登半島沖と佐渡島沖の水温の影響を受けることから、水温と水揚量の関係から、今期の小型いか釣りによる水揚量は2,286トンと見積もっており、過去5年平均(2,292トン)並みになると予想しております。

これから本格的な漁獲シーズンを迎えるなか、今年度も最終的には水揚げ量が多くなるよう期待しているところです。

説明は以上になります。

新 谷 会 長           ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中 村 明 子 委 員       地震の被害状況について、漁港に亀裂が入ったり、沈下しているようですが、当面、使用すること自体はできていますか。

新 谷 会 長           給油施設については、施工した業者に確認してもらったところ、パイプ等の破断や亀裂はなく、使用できている。

新 谷 会 長           その他に何かございませんか。

[質疑なし]

なければ、事務局からお願いします。

山 岸 主 任 技 師       次回は、6月20日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新 谷 会 長           皆様、よろしいでしょうか。  
[全員了承]

新 谷 会 長           以上をもちまして、本日の委員会を終了します。  
ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員